

教育委員会の権限と首長の権限の関係について（事務局整理事項）

2006.10.27
研究会議事務局

1 教育委員会をめぐる動き

《第28次地方制度調査会》平成17年12月9日、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」をまとめ、教育委員会制度については、次のように答申。

《教育委員会のあり方》

教育委員会については、上記のほか、保育所と幼稚園、私立学校と公立学校等、長と教育委員会がそれぞれ類似の事務を担当しているなどにより地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられているという問題がある。

教育委員会を必置とする理由として、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が挙げられているが、これらの要請は審議会の活用等他の方法でも対応できると考えられる。国においては教育行政に関し行政委員会制度をとっていないが、これらの要請が地方における教育行政に特有のものであるとは考えられず、また、地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる。

このため、地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。

なお、文化、スポーツ、生涯学習支援、幼稚園、社会教育、文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきである。

また、義務教育教職員の人事権については、少なくとも中核市には移譲することが適当であると考えられるが、移譲する場合には広域における一定水準の人材の確保の要請に十分配慮する必要がある。

《中央教育審議会義務教育特別部会》平成17年10月26日に答申を行い、①基本的に教育委員会制度は堅持すること（委員数等弾力化できるものは弾力化）、②学校教育と社会教育及び文化財保護を除いた文化、スポーツ、生涯学習については、自治体の実情に応じて長が担任できるようにすべきであるとした。

※ 社会教育とは社会教育法により「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」とされているが、この答申を読む限りかなり狭い解釈になっていると思われる。

《経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太方針）2006》

教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。

2 現行制度における教育委員会と首長との権限関係（都道府県の場合）

項 目	知 事	教育委
I 教育に関する一般方針の決定（委員会権限）	×	○
II 教育委員の任命（議会の同意を得て）	○	×
III 学校教育に関する事項		
○ 県立学校の事務（高校、特殊教育諸学校、高専）	×	○
○ 市町村の行う学校の設置管理に関する ・高等学校、幼稚園などの設置廃止の認可 ・県費負担教職員の人事・研修、幼稚園教諭の研修 ・教科書採択地区の設定（教科書選定は市町村教委）	×	○
○ 教員免許状の授与	×	○
○ 大学の設置・管理	○	×
○ 私立学校の所管 ・私立小・中・高等学校、私立幼稚園の設置廃止の認可	○	×
IV 社会教育に関する事務		
○ 図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施	×	○
○ 博物館の登録・審査	×	○
V 文化に関する事務		
○ 文化財の保存・活用	×	○
○ 文化施設の設置・管理、事業の実施	×	○
VI スポーツに関する事務		
○ スポーツ施設の設置、管理、事業の実施	×	○
VII 教育に関する法人に関する事務（大学法人、私立学校法人を除く）	×	○
VIII 財務に関する事務（福島県では教育長に委任）		
○ 教育財産の取得・処分に関する事務	○	×
○ 契約を締結する事務	○	×
IX 予算の調製・執行に関する事務 （福島県では執行権を教育長に委任）	○	×
X 教育委員会の組織・職員定数・職員身分に関する調整	△総合調整権	○
XI 事務の統括・職員の指揮監督	×	○

3 現行法で想定している首長と教育委員会の関係（事務局としての見解）

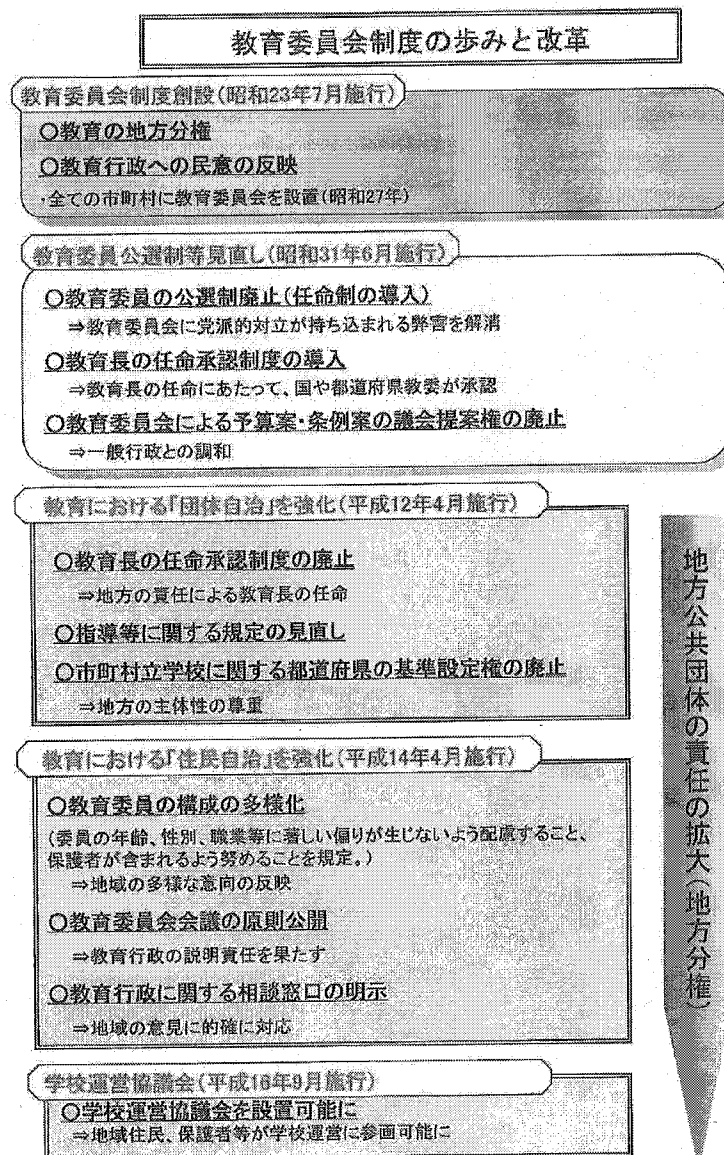
《法令から見た原則》

- 教育委員会が首長からは独立した機関ではあるものの、「長の統括代表権（自治法147）」「組織等に関する長の総合調整権（自治法180-4）」「予算の執行に関する長の調査権等（自治法221）」「公有財産に関する長の総合調整権（自治法第238-2）」により、地方公共団体運営上の統一性の確保に最低限必要な関与が認められている。
- 法の趣旨としては、確かに内部管理の面での総合的統一性を図る目的との意味合いが強いと考えられるが、内部管理も長の政策と一体的に考える必要があることから、
 - ① 首長が住民からの負託に基づいて描く、地域のグランドデザインや基本的なビジョンとの整合を図るための意見
 - ② 個々の学校や職員に対する以外の、一般的な基準に関する調整等に関しては、一定の意見として発することは可能であると考えられる。
- また、「予算の執行状況を実地に調査すること」については「現況及び将来の予定についても行うことができる（逐条地方自治法）」との解釈から、
 - ③ 施設の建設等、将来の教育委員会の予算執行に係る意見等についても可能であると考えられる。
- その一方で、個々の教職員の採用、任用、罷免等に対する具体的な意見・措置、個々の学校の教育方針や課題に対する具体的な意見・措置、教育委員会が定める教育課程に対する具体的な意見・措置については、政治的中立性との関係で問題があると考えられる。

《現場における柔軟な関係》

- 昨今、一部の知事が、義務教育の教科書採択に際して私案を提言したり、教育委員の人選に際して自らの考えに近い委員に入れ替えたりといった事例が見られ、「教育の政治的中立性」の観点から疑義が呈されているが、上記から問題があると考えられる。
- 一方、人づくりにつながる教育は、地域社会を形成する上でますます重要な位置づけであり、長の政策と切り離すことは困難になっていることも事実である。
- また、第28次地方制度調査会の答申が示したように、文部科学大臣が内閣（行政権）の一員であることが「政治的中立性」において問題がないとすれば、地方自治体において教育委員会を設置しなければ「政治的中立性」が確保されないとする考え方に疑義が生じるのももつともである。
- このように考えると、学校教育における教員の人事面や教育課程などについて一定の政治的中立を確保した上で、首長と教育委員会が柔軟に連携を図って地域社会を形成していくべきであると考えられる。

(参考)



地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進

地方公共団体の責任の拡大(地方分権)